委託業務仕様書

1. 業務の名称

令和5年度 向津具地域活性化計画推進における情報発信・改善要望についての情報収集業務

2. 業務の目的

農山漁村振興交付金(地域活性化対策)事業の実施に当たり、長門市向津具地区における地域活動の実施主体となる地域協議会(むかつ国で遊ぼう協議会)が行う取り組み内容について、広報活動の一環として、施設等利用者(モニター)による SNS を活用した情報の発信を行うとともに、ポータルサイトの改善に関する要望についての情報収集を行う。

3. 契約期間

契約締結の日から令和6年3月22日まで

4. 業務の内容

- (1) 地域協議会(むかつ国で遊ぼう協議会)が行う取り組み内容の広報活動の一環として、施設等の利用者(モニター)による情報発信およびポータルサイトの改善要望に係る意向調査の設計・意向収集・分析ならびに改善要望の要件定義等の支援等を行う。
- (2) 情報の発信の手法は SNS を中心とした手法 (Facebook、Twitter、Instagram、YouTube、ブログ、他) によるものとする。
- (3) 利用する SNS については2種類以上の手法を用い、合計10回以上の情報発信を行う。
- (4) 山口県内から1組(2名)、福岡県(もしくは広島県)から1組(2名)の合計2組(4名)のモニターを募集し、施設等を利用するための旅費等を支給する。
- (5) 上記業務において発信した情報についての記録を作成する。
- (6) その他に事務局が行う業務に関する支援活動を行う。

5. 成果品

成果品は以下のとおりとし、成果品のとりまとめ方法については、むかつ国で遊ぼう協議会 と協議し、その指示に従うものとする。

(1) 成果報告書

- ・ポータルサイトの改善要望に関する意向調査の結果に関する整理
- ・情報発信に関する記録の整理
- ポータルサイトの改善に関する意見
- ・報告書の様式、部数は協議による
- (2) その他

6. 受託者の責務

- (1) 受託者は、業務の実施にあたり、関係法令などを遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、業務に関してむかつ国で遊ぼう協議会から開示された資料、情報及び業務履行を通して知り得た資料や情報を、むかつ国で遊ぼう協議会の書面による同意がある場合のほか第三者に開示し、また遺漏してはならない。

7. その他

業務履行にあたり疑義が生じた事項やこの仕様書に定めのない事項については、双方協議の うえ決定するものとする。